



○鶴尾委員 大臣から常識的に運用すべきであるという御答弁を得まして、非常に満足に思う次第であります。三、四の点につきまして、この道路運送法の適用上において、常識より逸脱するおそれのある点に触れましてお尋ねしたいと思います。

第一は、第一百一条の「自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。」という条項であります。政府委員と異次の質問を重ね、この有償という用語はどういう意味かと私はお尋ねしたのであります。ところが、政府委員の言われますには、「これは一切の報酬を含むのだ。たとえば山間僻地におきまして、バスの便もなければトラックも近在がない、たま／＼製材所のトラックが一台ある。あるいは山奥の鉱山の車があるというような所におきまして、帰り道でトラックに人が便乗する場合もありました。ある場合には荷物をちよつと託する場合もありました」というふうな所におけるときにはお礼としまして何がしかの金を払う場合もあるだらうし、かぎの一かごをお礼として差上げるということもあるだらう。また山間僻地でなくとも、ある工場が自分のうちのトラックがきようはぐいが悪いから、隣のトラックがあいているときに、ちよつと借してくれと頼む。あとで使ったガソリンを現物でお返しするといふような場合もあるだらうと思う。そういう場合にかかるものは一切有償であるから、百一条違反になる。こういう政府委員の御答弁であります。私はこの答弁を聞いて非常に遺憾に思う。それでは運輸大臣といふものは、日本中に営業トラックをまんべんなく配置せられる責任があ

る。営業トラックの営業所を各県、各地域をつくつて後でなければ——この第二百一条の有償という意味をしかく厳格に御解釈になるならば、これはまったく常識をして、意識せざりてお尋ねしたいと思います。

来論議になつてゐるところでありまして、第五国会において私が運輸大臣に質問をいたしたそのときは、有償という字句ではなかつた。対価ということが書いてあつた。その対価というものがはどういう意味かと大臣にお尋ねしましたところ、大臣は本条にいう対価はまたしかも当該運送行為に対する経常的経済収入とみなしえるものをいう、たまに頼まれてもと／＼商売がかつたために、もう少し幅のある考え方としているのです。これを限られた範囲でこれを判断して、政府者もその支配を受ける国民大衆も、常識の範囲においてこれを円満に遂行して行くことと、何がしかの金を払う場合においては、もう少し幅のある考え方としているのです。たとえば考へ、それは法律違反という解釈をするには当らないのだという御答弁であります。昭和二十年七月十五日に自動車局長は、その解釈を全国に出しておきました。私は、現行道路運送法につきましては常識的解釈の限度を保持するといふことにして、われ／＼も了承しておきましたが、先般の政府委員の答弁によりますと、今回はかよなあいまいなることをやめて、この有償の字句を改めた結果、自動車局長の通

牒といふものも廢止する意向であるといふ御答弁があつたわけであります。されば、まつたくこの法律の運用といふものは、国民の常識に反する、現在のわが国の実情に反しているというこの法律違反をせられるという御答弁を得らえになつておいたしますならば、私はこの道路運送法に絶対に反対を表明せざるを得ない。実はこのことは年來論議になつてゐるところでありまして、第五国会において私が運輸大臣に質問をいたしたそのときは、有償という字句ではなかつた。対価ということが書いてあつた。その対価というものがはどういう意味かと大臣にお尋ねしましたところ、大臣は本条にいう対価はまたしかも当該運送行為に対する経常的経済収入とみなしえるものをいう、たまに頼まれてもと／＼商売がかつたために、もう少し幅のある考え方としているのです。たとえば考へ、それは法律違反という解釈をするには当らないのだといふ御答弁であります。昭和二十年七月十五日に自動車局長は、その解釈を全国に出しておきました。私は、現行道路運送法につきましては常識的解釈の限度を保持するといふことにして、われ／＼も了承しておきましたが、先般の政府委員の答弁によりますと、今回はかよなあいまいなることをやめて、この有償の字句を改めた結果、自動車局長の通

牒といふものも廢止する意向であるといふ御答弁があつたわけであります。私は、現行道路運送法につきましては常識的解釈の限度を保持するといふことにして、われ／＼も了承しておきましたが、先般の政府委員の答弁によりますと、今回はかよなあいまいなることをやめて、この有償の字句を改めた結果、自動車局長の通

牒といふものも廢止する意向であるといふ御答弁があつたわけであります。私は、現行道路運送法につきましては常識的解釈の限度を保持するといふことにして、われ／＼も了承しておきましたが、先般の政府委員の答弁によりますと、今回はかよなあいまいなることをやめて、この有償の字句を改めた結果、自動車局長の通

でき上つたからお得意まで届けよう。トラックの一台や二台は持つておりますから、お得意まで持つて行こうとする。そうするとその運賃の面におきましては、別にその点でもうけるということ考へではない。コストだけいただいて配達すればいいわけあります。かような場合に、自分のトラックがあいておつても、営業関係のトラック屋に頼んで輸送しなければならぬということに、法律は規制している。ただで運送するならばよろしい、しかしそれは相当重いものを、四キロなり五キロ、ガソリンを使って運送しますものをただで配達するのは、常識に合わない。自分のつくったもの、自分で販売したもの、あるいは修理加工した程度のものを、たま／＼運搬の器具であるドライバーを持つておりますならば、自分の広い意味の営業行為、商行為の一部分としてその運搬の機具を使うことをなぜ法律は認めないか、かような常識に反した規定がこの第百一条にできている。この点について、多くの委員は自動車運送法のようなじみな事務的な法律については、あまり興味を持つておられないよう私は持見する。従つてこれらの点についてはとんど御質問がない、御存じがないうちにこれが国会での協議を経て、りつばに法律になつて実地に出て参りましたときは、国民生活を非常に圧迫する。少くとも非常に不便なものになる。健全な国民の常識をもつてしてはわからぬことを、法律はいつの間にかつくなっている。これらの点におきましては、私はどうしても第一百一条の運用は常識的なわくを逸脱しないように、特に大臣から御訓令をいただきたいと思うのであります。

さらに私はもう二、三回伺つておきました。第百条というのは、自家用自動車の許可を得なければならぬと書いてある。自動車を買つた自動車をあいこで使おうといふことは、驚くべき規定である。自動車を買つたことは、一つの道具でござりますから、当然これは自由に買える。そのときは、大臣の許可がいる。現在も買つて、油も自動車もかつて買える時勢でござりますから、ある程度そういうことをせられて、もよろしいと思うのであります。しかし将来ガソリンが自由販売になつて、油も自動車もかつて買つて、二人で自動車になつても、二人で自動車を使おうということになれば、運輸大臣の許可がいるということは、私は固くの常識に反すると思う。なぜかなどば、自動車は鉄砲を持つたり、何か危險な器具を持つとの違つて、單なる危険な器具であります。運搬の器具を二十一に使おうといふことを、法が大臣の許可がなければできないところにきめますと、非常な行き過ぎで、憲法の財産権の侵害であります。そらすると政府委員の中しますにはいや所有権は制限しておりません。権利を認めねばならぬ、所有権があつてもならない。従つて使用権の制限といふものは、内閣のないからでございます。従つて使用者のない者は、これすなわち所有権の限と考へて一向さしつかえない。従つて私はこの百条というものは、現状のように国家がガソリンの消費規正をしております間だけ、これをやりに

りますというなら納得できる。しかし将来ガソリンが自由販売になつたあとにおいても、それを享有しなければならない、といふお考えは、どう考えてみても憲法の精神に違反している。ことに現在共有といふものがどのくらいの件数があるかと聞きましたところ、全国で二百六十六件しかない。二百六十件しかないというのは実に微々たるものである。許可しなかつたものは百十件、これなんかも行政の末端におきまして、これを不当に抑圧するという考え方があつてありますから、かように件数が少いのです。かような程度のもので、現にどれだけ弊害があつたか。弊害があつた後に方やむを得ずしてこの百条ができますならば、了解ができる。どんな弊害があつたか。弊害のあつた例をあげると申しましたところが、それは具体的にあつてない。弊害はあるであらうといふで、許可しなかつたのが百件に上つておるということになります。それをもつて国民の基本的権利に關係ある法律をみだりにおつくりになるということは、これはまた重大な間違いであります。少くとも常識的な行き方でない。ここに道路運送法の第二の欠陥がある。この点につきまして大臣はどういうふうの御見解をお持ちになつておるか、御心臓を伺いたい。

指摘のように帽類が変化をしないで、ガソリンが自由自在に入手できるというような状況が生じましたならば、その場合において、政府においても十分考えることでありますようし、また改正の御案策を願つてもけつこうだと考えております。御指摘のような欠陥もありとすれば、それに対しましては十分な手配をいたしたいと考えております。

○**満尾委員** 大臣にもう一言お伺いいたします。昭和二十四年の自動車局長の常識的な運用をせよといふ通牒を廃止するという政府委員の答弁であります。したが、これを現段階において廃止せられることは、これが廃止になつたのだからといふ反対解釈を、各行政機関に与えるおそれがあります。従つてこの自動車局長の通牒を廃止しないことに御決心おきをいただきたいと私はお願いいたします。

○**中村(農)政府委員** この通牒をこの前の答弁で廃止すると言つたわけではございません。ただこの趣旨が今度の改正法で相当受入れられましたし、また受入れられていない点は多少変更がありましたが、先般の通牒について検討しなければいけない、こういう趣旨で申したのであります。それをどういうふうな通牒にするかは、よく大臣の御指示もいただいて考えたいと思ひます。

○**山崎国務大臣** 先ほど来満尾委員より帝識的の運用と言われ、大臣としてもそうあるべきであるということをお答えいたしましたのであります。終戦直後における国情によつての常識も

の道に入った後における常識の変化もあるのでございまして、常識も相当の進展過程をとつて来るものと考えますから、三年前、二年前の常識というものは、こういう場合においては変化を来たした場合もあり得ると思います。私はその過疎の内容を、正直のことろ詳細に承知しておりますんけれども、常識といつても、今日あるいは今日以後の情勢に応する常識でなければならぬかとも考えておりまして、もちろんそういう場合においては、あらためて出し直す必要も起つて来る場合もありますからと考えておられます。日本の現状のような変化のテンポの早い時代においては、常識論も、さらにまたそれらの常識的な判断を加えた後でなければ、ほんとうの常識であるかどうかを、論点のわかれれるところであろうとも考えられます。これを十分考慮いたしまして、善処いたしたいと考えております。

良心に照して、経済生活に関する一般の国民の習慣が、二年や三年でそんなに簡単にかわるとお考えになつておるが、あらためて御答弁を得たい。

○山崎國務大臣 満尾委員は、私の申し述べておることを十分に御理解ができなかつた、ある人は言葉が足らなかつたかもしません。資本主義あるいは共産主義、そういう主義に基く経済のあり方を論ずるのではありません。

物資がはたして円満に普遍的に行き渡つておるかどうか、需要供給の関係におけるその国の状態によつて、その状況に応じてものの判断が行われて行かなければならぬという意味を申し述べたのであります。すなわち特に終戦以来、経済的に混乱をしておつた時代、しかも今日のやや秩序を保つような状態になつて来た場合、こういうような時間的变化に応じて、情勢の変化に応じて、常識も変化しなければならないという意味を、きわめて常識的に申し上げたつもりでありますから、さよう御了承を願います。

○満尾委員 さらに私はこの法律が常識的運用によつて、生きるか死ぬるかのもう一つの要点を申し上げる。それは今回貨物運賃の現払いの制度をきめました第十条でござりますが、この運賃の現払いのことを原則的におきめになりました。実行は物価統制令の関係で、あと一年か二年後になるだろうが、原則はこの場合におきめになる。このことは運送事業といふ一つの内でも考えてみますと、バスもハイヤーもタクシーも大体現払いであつて、トラック事業だけが後払いになる。それが経営上の非常ながんになつておる実情は、私もよく了承いたしておるのであ

りますが、しかし目を広く国民経済一般に転じて見ますと、わが国の商取引は必ずしも現払いではない。大部分は後払いである後払いといふのは、これは普通の国民の常識である。ところがひとり運送事業に限つて、現払いを法律でもつて強制することがいかが悪いかというと、これは問題である。不幸にして当委員会におきましては、この

点に対するところの論議があまり行われなかつた。これはやはりわれくこゝに對するところの論議があまり行わ

れなかつた。これはやはりわれくこゝに對するところの論議があまり行わ

れなかつた。これはやはりわれくこゝに對するところの論議があまり行わ

れなかつた。これはやはりわれくこゝに對するところの論議があまり行わ

れなかつた。これはやはりわれくこゝに對するところの論議があまり行わ

れなかつた。これはやはりわれくこゝに對するところの論議があまり行わ

れなかつた。これはやはりわれくこゝに對するところの論議があまり行わ

れなかつた。これはやはりわれくこゝに對するところの論議があまり行わ

は普通の国民の常識である。ところがひとり運送事業に限つて、現払いを法律でもつて強制することがいかが悪いかというと、これは問題である。不幸にして当委員会におきましては、この

点に対するところの論議があまり行わ

れなかつた。これはやはりわれくこゝに對するところの論議があまり行わ

を読むのかの問題をお伺いしている。

実情といたしましては、通産省あたりにいろいろ議論がある。議論があるが、実は自家用のものは、それ／＼の

主業の方で配給を受けておるではないかといふ議論になりますがこの指定産

業は十六種類しかない。世の中の産業

はもつと何百種類ある。

特に大きな部門におきまして、商業部

門のごときは全然取上げられておらぬ

のです。ところが日本の経済機構におきまして、配給機關といふものは重要な

なファクターを持つておると思う。こ

れらのものについて全然めんどうを見

ていい実情であります。ところが日本

は総合的な視野から、総合的にめんどうを見る決心があるかどうかというこ

とを伺いたい。今の事務当局の御答辯

のごとく、かようく視野の狭い読み方

をされることを、御是正になるお考

があるかどうかということをお聞きし

たい。

○山崎国務大臣 第一条に示してあります通り、総合的な発達をはかるのでありますから、運輸大臣としては、差別なく全面的にその発達を期するといふことは、申し上げるまでもないのであります。ただ今日の物資供給の関係等から申せば、通産省の場合あるいは安本の関係等もありますので、それらは別の問題として、運輸大臣としては総合的な発達をはかる見地から、全面的に差別なくこれを見て行きたい、そういう方針で今後も進みないと考えます。

○瀬尾委員 それでは通産省設置法を例示的にお読みになると解釈してよろしくうござりますか、念を押しておきます。

### ○山崎国務大臣 その通りであります。

○瀬尾委員 道路運送委員会の功罪についてお伺いたしたいのであります。今までの道路運送委員の実績を振りかえつてみましたが、私はいろいろな批判が世の中に出ておると思ふのでございます。従つてこのたび道路運送法の改正によりまして、委員が改選され、新しくなりますが、この問題に関して、大臣はどういうようなお考へで選任される御心境であるか伺いたい。私は今回の法律によりますと、候補者二名を知事に推薦させて、その二名のうち一名を大臣が御選択になることになります。今までの実績に照してみると、業者の利益代表がこの委員の中に占めておる割合が非常に高かつた。これは計算のし易いのであります。実は今回の法律によりますと、業界と密接な関連を持つております者、少くとも過去においてそれと思われる委員が四十七人の多さに達しております。ほとんど半分に近い数字を、業界関係の利益代表と目される者が占めておつた。従つてこの委員会の運用におきましては、まったくあるわけございませんから、慎重な考慮を払いまして、厳正、同時に公平に選任されましたときに、九十七人の委員のうちで、私の計算したところによりますけれども、多少の間違はあるんでおるかもしませんが、第一次に選任されましたときに、九十七

人が非常に高かつた。これは計算のし易いのであります。業者の利益代表はなくせよという意味で申し上げておるのはあります。ただ適当な比率にとどまることが必要である。半分近いということは絶対によろしくないと考えておりますが、この点について大臣はどういう御心境であるか伺いたい。

○山崎国務大臣 御指摘のような事情もあるわけでござりますから、慎重な考慮を払いまして、厳正、同時に公平といた点を特に今後においては留意して進みたい。かように考えておりま

して、特に最も著しい例は、一般貨物の純粹の新規免許に対しまして、終戦後五年間たちまして、二十件しかまだ承認になつておらぬのであります。私は戦後のわが国の経済の変動にかんがみまして、日本中で二十件の新規免許しか出さなかつたということ

は、機会均等、門戸開放の精神に反しておると思う。これは一つに道路運送委員の選任の方針、その運用が間違つておつたと私は断言いたします。このあやまちを運輸大臣は今回の選任において繰返されることがありますと、わ

ります。私はあなたと今ここで議論いたしますけれども、いずれにつきまして大臣の慎重な御考慮を煩わしい。特に私の申し上げますことは、業者の利益代表はなくせよという意味で申し上げておるのはあります。ただ適当な比率にとどまることが必要である。半分近いということは絶対によろしくないと考えておりますが、この点について大臣はどういう御心境であるか伺いたい。

○山崎国務大臣 御指摘のような事情もあるわけでござりますから、慎重な考慮を払いまして、厳正、同時に公平といた点を特に今後においては留意して進みたい。かように考えておりま

して改善をして行くことはけつこうあります。もちろん待遇をよくすることのみが、能率を上げるゆえんとは考えませんけれども、しかし待遇を悪くしておくことは、決して能率を上げるゆえんではないと考えますから、これら

の改善について意を用いることには、今後も努力いたしたいと考えます。

○瀬尾委員 私はただいまの大蔵の御答辯に対しては、不満の意を表するものであります。道路運送委員の過去の運用におきまして、最大の欠陥は業者の利益代表が多過ぎた。従つて門戸を開放する努力が足りなかつたといふ点が一点、第二の点は、事務当局が必要な予算をとらなかつた。そのため活動が非常に不円滑になり、いろいろな判断の結果にも悪い影響があつたと思

う。従つて委員の待遇改善ということは最も緊急に、最も御努力を傾倒しなければならぬ要点であると私は認識しておる。ところが大臣の御認識は、待遇を改善するだけが能ではない、ほかに

あるのだという程度に待遇問題をお

○山崎国務大臣 それはあなたのつておつたのでは、将来の待遇改善はきわめて心細いものになるおそれがある。従つて私はあらため大臣にもう一度、この予算の獲得について、御自身が御出馬になるだけの熱意を示してやるというお約束をいたなければ非常に幸甚であります。

○山崎国務大臣 それはあなたのおつしやる通りにいたしますと申せば御満足かもしませんけれども、これは意見の相違であります。しかしながらお説を十分に考慮の上に、参酌して善処するということをもつてお答えをいたしたいと考えます。

○柄澤委員 この法案について大臣にお伺いをしたいのでござります。終戦後運輸行政の上で大きな変革を行つたのが、国鉄のコーポレーション化であつたと思います。この目的としておりますことは、自由党の考へております。いわゆる国営事業を企業体に移すといふ大方針であつたと思うのであります。それが敗戦後のあの復興をしておりませんところの国鉄の上に持込まれたということが、決してこれがすべての事情ではありませんが、今度の事件などの大なる一つの原因になつておつたということは、見のがすことのできないことだと思うのであります。この点今度の道路運送法案の中にもうたわれておりますように、社会的な、経済的な、諸情勢がおおむね安定したといふ見通しのもとに、国会では非常に論議を尽された形で、公述人までお呼びになつたような形で、こういう法案がなつたあいづらな災害が今後も起つるのでありますように、この見通しにつき審議されておりますが、根本になつておられます情勢の判断を誤りますと、えりてああいづらな災害が今後も起つるのでありますように、この見通しにつき

まして、山崎運輸大臣は非常に良心的な誠実な大臣だということを、いろいろな委員会において私は承つております。ですかして、尊敬いたしております。ですからそういうお見通しのものに、このようないう法律がまたきょうも緊急上程されようとしておりますので、大臣の御理解を承りたいと思います。与党の大臣にこういうことを伺いますことはむづかしい法律がまたきょうも緊急上程されようとしておりますので、大臣の御理解を承りたいと思います。山崎さんが非常に良心的な発言をなすつて、今日の予算とくらものは非常に行き詰まつていて、近く資材等の値上がりのために予算を補正しなければならない、暫定的な予算であるということを認めざるを得ないような、非常に誠実な御管辯をなすつたのを聞きまして、私は一国の責任を持つた運輸大臣としてはそつあるべきである。池田内閣相のようによく、何でもかでもつぱり現実まで無視したような政策を採つけて行くような態度では、とうてい責任ある、国民に信頼の置けるところの行政はやれるものではない。」山崎さんは存じておりましたので、さうはちょうど大臣のお顔をここで見て見できましたから、この判断のもとにござりになつていらつしやるかどうか、承つておきたいと思います。

いて、この法案を提出いたしたのであります。もちろん満足すべき泰平の時代が今ここにできておるという考え方を持つております。経済情勢は日一日、年々歳々安定の方向に進むのであり、進ましめなければならぬという考え方のもとに、この法案を提出いたしました次第でござります。

○岡田(五)委員 大臣が御出席になつておりますので、特に運輸大臣に一点簡単にお尋ね申し上げたい。第六条の自動車の免許基準について、特に乗合旅客自動車の免許について、運輸大臣から御答難を聞きたいのであります。

最近バスの車体は、大臣もよく御承知のように非常に大きくなりました。最近は幅が二メーター半の大型の自動車が多数に使用されておるのであります。また自動車の発達の過程から推察いたしますると、私はますゞ、大型の自動車が利用されることと期待いたしておりますのであります。一方最近自動車事故がひんびんとして起りまして、尊い人命が多数損傷しておるのであります。そういうような自動車の車体の推移、自動車事故の現状にかんがみまして、道幅の非常に狭いところ、たとえば幅員六メーター以下の道路上に、既免許の乗合自動車業者がある場合、本法の第一条の、いわゆる公正なる競争の確保、こういう文句を利用してしまして、新たに乗合自動車業者が事業の免許を申請いたしました場合には、これをお考えをお持ちになつておりますか、かように考えておるのであります。これは非常に重要な事項でござりますが、ので、大臣はかよくな場合にどういうお考えをお持ちになつておりますか、

○山崎国務大臣 お答えいたします。  
お尋ねまことに、もつともと考えるのであります。それで六メートル以下の狭隘な道路に対し、一般乗合自動車運送事業の免許申請がありましたのような場合、その審査にあたりましては、その道路にすでに一般乗合自動車運送事業者があるときは、御指摘のように事故の起る心配が多分にありますので運行の安全をはかり、運営の円滑を期するために、これらの事情を十二分に勘案いたしまして、特別に慎重な取扱いをいたしたいと思つておるのであります。  
○前田委員長 これにて道路運送法案外五法案の質疑は終りました。  
委員長の手元に岡田委員より自動車抵当法施行法案に対する修正案が提出されましたので、その趣旨説明を求めます。岡田委員。

び港湾運送事業法（昭和二十六年法律第 号）による港湾運送事業業法審議のときに修正提出いたしまして、修正削除していただいたのであります。港湾運送事業法中に自動車抵当法施行法の一部を改正する条文がありましたが、その当時は自動車抵当法施行法案を審議中でありますてまだ可決しておりますんでしたので、同法から関係条文を削除いたしました關係上、この自動車抵当法施行法案に先ほど申し上げたような修正条文を加えたような次第であります。

○前田委員長　ただいまの修正案に対し御質疑はありますか。

これより討論に入ります。討論の通告がありますのでこれを許します。柄澤委員長。

○柄澤委員　私は日本共産党を代表いたしまして、道路運送法案を初め、陸上輸運に関する重大なる変革を伴う六法案に対し、簡単に反対の趣旨を申し上げたいと思います。

先ほど大臣に簡単に御質問したときにも申し述べましたように、ただいまの日本の情勢下におきまして、経済情勢、政治情勢が安定したという断定のもとにこの法案が出されたということは、まつたく欺瞞もはなはだしのことでございます。それは政府が現に示されておりますように、日本の危機といふことを主張されまして、警察官備隊法を増強されたり、あらゆるもののが強化されました反面におきまして、政治、経済情勢が安定しておるという断定のもとに、こういう法案が出されておるがために、現実にはそれが未ことに伴いまして、現実にはそれが未

Digitized by srujanika@gmail.com

端でどういうふうに行われているかと申しますれば、これは独占事業の助成であり、官僚機關のかつての独裁を強化することになり、さらに終戦以来最近になりましたして證拠に示されておりましたところの、平和的な中小企業がこれによつて犠牲をこうむること以外にはないのです。現実に青森のりんごが腐つておる。炭鉱で石炭の輸送がとまつておる。魚が輸送できず、国民の口に入らずにこれがやはり腐つておる。しかもそれに参加しておる労働者諸君の生活の安定なしには、とうてい行政の円満な運営というものはできないのであります。先ほど瀧尾委員も、待遇が保障されていない限り、行政面での実際の運営はできぬということを言されました。現に国鉄のあれだけの大事件が起きました原因を、与党の諸君も熱心に心配はされておりますけれども、運輸委員会の責任でないということが言えますようか。われくにも責任の一端はあるのであります。この責任をわれくへは感じなければならぬのであります。

ここで加賀山総裁に涙を流しておわびさせて、それで済むと思つたならば、われくへは政治を担当する資格はないと思うのであります。これはたびく首を切り、修繕費を減らし、軍事輸送の貨車をふやしながら、客車の修繕をしないという、あの予算編成に対し与党がどれだけ協力されたかと云ふことは、実に疑問であります。こういうふうな戦時態勢に対し、いわゆる戦争放棄をした日本が、国連協力の名のもとにあらゆる独占資本に援助をし、輸送は軍事輸送に振り向かれようとしている今日の情勢において、この法

案が施行された場合には、一体日本の國民生活はどうなるか。やはり先ほど申しましたように、港湾労働者が海の中へたたき込まれたり、労働者が責任として法廷で調べられたり、三鷹事件で六三型があぶないと言つた労働者が死刑になつたりするのが日本の現状であります。ですから日本共産党といたしましては、さような法律が、経済状態が安定しているという断定のもとに今日出されることにつきましては、こういいます。これをもつて簡単であります。反対の理由といたします。

○前田委員長 これにて討論は終局いたしました。  
○前田委員長 それではさようどりはからいます。  
〔異議なし」と呼べる者あり〕  
〔参考〕

○前田委員長 起立多數。よつて道路運送法案、自動車抵当法案、道路運送車両法案、同法施行法案について一括して採決いたします。以上の五法案を原案通り可決するに賛成の諸君の起立を願います。

○休憩後は開会に至らなかつた  
暫時休憩いたします。

午後零時十一分休憩

○前田委員長 これにて討論は終局いたしました。  
○前田委員長 それではさようどりはからいます。  
〔異議なし」と呼べる者あり〕  
〔参考〕

○前田委員長 起立多數。よつて道路運送法案、自動車抵当法案、道路運送車両法案、同法施行法案について一括して採決いたします。以上の五法案を原案通り可決するに賛成の諸君の起立を願います。

○前田委員長 起立多數。よつて修正案は可決いたしました。

○前田委員長 起立多數。よつて修正案は可決いたしました。

○前田委員長 起立多數。よつて修正案は可決いたしました。

○前田委員長 起立多數。よつて修正案は可決いたしました。

○前田委員長 起立多數。よつて道路運送法案、同法施行法案、道路運送車両法案、同法施行法案、道路運送車両法案、同法施行法案について一括して採決いたしました。以上の五法案を原案通り可決するに賛成の諸君の起立を願います。

○前田委員長 起立多數。よつて道路運送法案、自動車抵当法案、道路運送車両法案、同法施行法案について一括して採決いたしました。まず岡田君提出の修正案について採決いたします。まず岡田君提出の修正案について採決いたしました。本修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

○前田委員長 起立多數。よつて修正案は可決いたしました。

昭和二十六年六月十三日印刷

昭和二十六年六月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷序